

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
CCMS改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	H29.1.25	日本電気(株) 関西支社 東京都港区芝5-7-1	本業務はCAMSⅡ連携システムと事業執行管理システム(CCMS)間のデータ連携を行うと共にシステムの利便性及び操作性向上のため改良等を行うものである。上記業者は、本システムの著作権者人格権を保持し、これを行わせる旨申し出ている。本システムのデータベース及びプログラムは、上記業者が、新規開発及びその後の改良を独自の思想を用いて設計したものである。今回実施する改良業務は、これらの独自思想を用いて開発したものを利用して行うものであり、著作権者人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)に抵触する内容となる。以上のことにより、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。  会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	14,720,400	14,666,400	99%		
国道アーカイブ写真記録冊子作成業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 池田 豊人 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館	H29.1.31	(株)産業経済新聞社 大阪本社 東京都千代田区大手町1-7-2	本業務は、近畿地方整備局管内の直轄国道について、今昔の写真を蓄積するために、府県別で写真(年代順)、絵図面(浮世絵、図面等)の資料を図書館・博物館等を活用しながら収集し、国道アーカイブ写真記録冊子を作成することを目的とした業務である。本業務の契約方式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認の上、企画提案書の提出を公募したところ、申請期間内に4者から説明書等の交付依頼があり、そのうち1者から企画提案書の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	10,152,000	10,044,000	98%		
第二阪和国道開通式典企画運営業務	分任支出負担行為担当官 浪速国道事務所長 国土交通技官 粟津 誠一 大阪府枚方市南中振3-2-3	H29.1.26	丸長商事(株) 和歌山県海南市大野中701-1	本業務は、第二阪和国道の供用開始に伴い開催する開通式典(以下「式典」という)に係る式典実施運営計画書作成、資機材等の調達、会場設営・撤去及び後片付け等、式典の円滑な運営を行うことを目的とする業務である。本業務の契約形式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加業者が10社あることを確認のうえ、企画提案の提出を公募をしたところ、申請期間内に7者から説明書の交付依頼があり、4者から企画提案の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号	4,114,800	4,007,340	97%		

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
鍋谷峠道路開通式典企画運営業務	分任支出負担行為担当官 浪速 国道事務所長 国土交通技官 粟津 誠一 大阪府枚方市南中振3-2-3	H29.1.26	丸長商事(株) 和歌山県海南市大野 中701-1	本業務は、第二阪和国道の供用開始に伴い開催する開通式典(以下「式典」という)に係る式典実施運営計画書作成、資機材等の調達、会場設営・撤去及び後片付け等、式典の円滑な運営を行うことを目的とする業務である。本業務の契約形式は、企画提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する企画競争方式である。参加業者が10社あることを確認のうえ、企画提案の提出を公募をしたところ、申請期間内に7者から説明書の交付依頼があり、4者から企画提案の提出があった。提出された企画提案書を評価した結果、上記業者の提案が他社に比べて総合的に優れており、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。  会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号	4,114,800	4,007,340	97%		